

1.1 高圧ガス保安法令の体系

1.1.1 法の体系

この法令は、法律、政令、省令及び告示の4段階によって定められており、基本は法律にあり、この法律の委任により技術基準や申請手続が省令に定められている。更に平成13年、省令が性能規定化されたことに対応し、省令の技術的要件をできる限り具体的に例示した冷凍保安規則関係例示基準が発行されている。省令は業種や規制対象物件等に応じいくつかに別れている。なお、政令には法の委任により、法の適用除外、製造・貯蔵の許可・届出の必要な値、販売の届出の不要な高圧ガス等が定められているが、全体からみて量的には僅かである。

また、政令の委任により、僅かではあるが、省令又は告示に定められている事項がある。

なお、法律は国会の議決によって成立し、政令は内閣が、省令及び告示は法律所管国務大臣（経済産業大臣）がそれぞれ定め、いずれも官報に掲載される。

高圧ガス保安関連法令体系の概要を図1－1に示す。

1.1.2 関係例示基準・運用解釈等

また、上記のほか、法律、政令、省令及び告示の解釈・運用や個別事項についての通達が出されている。これらの通達内に上記の一般高圧ガス、液化石油ガス、コンビナート等、冷凍及び特定設備の5保安規則の関係例示基準がある。これらは、規則別に「〇〇保安規則関係例示基準」と称されるが、通称「例示基準」と略称され、性能規定である各保安規則の技術的要件をできる限り具体的に例示したものである。

1.1.3 条文凡例

(1) 本文中に用いた法令名の略称とその正式名称は、次の通りである。

法	= 高圧ガス保安法
令	= 高圧ガス保安法施行令
一般則	= 一般高圧ガス保安規則
液石則	= 液化石油ガス保安規則
コンビ則	= コンビナート等保安規則
冷凍則	= 冷凍保安規則
特定則	= 特定設備検査規則
容器則	= 容器保安規則
試験則	= 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則
指定機関則	= 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令
協会	= 高圧ガス保安協会
液化石油ガス法	= 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
フロン排出抑制法	= フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(2) 法文中の表現用語

- ①「項」について：二つ以上の事柄を定める場合、それぞれを区切り、その一つの区切りを項とよぶ。この場合、第2番目の区切りの頭に「2」の数字がつけられ、以下区切りの数に応じ3、4……と付けられる。ここで注意することは、2以下がある場合、1項に相当する区切りである第1番目の定められている事柄の頭には、1の文字が付けられていないことである。
- 「号」について：一つの項（項が一つの場合は、条）の中で「次の号に定める……」とする定めかたがある。このような場合、次の号の頭には漢字で、一、二、三、……が付けられる。これが号である。

なお、本手引書では、基本的にアラビア数字、SI単位及びJISによる表記とする。

- ②「事業」とは：ある行為を反復継続して行うことをいい、営利を目的としないものも含まれる。（一般に営利を目的とするものは営業と呼ばれる）
- ③「以上」とは：基準となる数値を含んで、それより多い場合。
「以下」とは：基準となる数値を含んで、それより少ない場合。
「超える」とは：基準となる数値を含まず、それより多い場合。
「未滿」とは：基準となる数値を含まず、それより少ない場合。
- ④「及び」「並びに」とは：「A及びB」の場合も、「A並びにB」の場合のいずれの場合も、A、B両方の条件が満足する場合のことを言う。

*「及び」は：「AとB」という単純な接続には、「及び」を用いる。

三つ以上の接続の場合は最後のつなぎだけ「及び」を用い、他のつなぎは「、」で接続する。「A、B、C、D及びE」となる。

*「並びに」は：接続の段階が複雑で、二段階以上となる場合、例えば、まず「AとB」というグループがあって、このグループと「C」というものを接続する場合には、小さい方の接続に「及び」を用い、大きい方の接続に「並びに」を用いる。

「A及びB並びにC」→「(A及びB)並びにC」ということになる。

*更に複雑な接続の場合は：一番小さな接続だけに「及び」を用い、その他の接続はいくつあっても全て「並びに」を用いる。「及び、並びに、……、……、並びに」となる。

- ⑤「又は」「若しくは」とは：「A又はB」の場合も、「A若しくはB」の場合のいずれの場合も、A、Bのどちらかの条件が満足する場合のことを言う。

*「又は」は：「AとB」という単純な接続には、「又は」を用いる。

三つ以上の接続の場合は最後のつなぎだけ「又は」を用い、他のつなぎは「、」で接続する。「A、B、C、D又はE」となる。

*「若しくは」は：接続の段階が複雑で二段階以上となる場合、例えば、まず「AとB」というグループがあって、このグループと「C」というものを接続する場合には、小さい方の接続に「若しくは」を用い、大きい方の接続に「又は」を用いる（「及び」と「並びに」の場合の使い分けと大小関係が逆となる）。

「A若しくはB又はC」→「(A若しくはB)又はC」ということになる。

*更に複雑な接続の場合は：一番大きな接続だけに「又は」を用い、その他の接続はいくつあっても全て「若しくは」を用いる（「及び」と「並びに」の場合の使い分けと異なる）。「若しくは、……、……、若しくは、又は」となる。

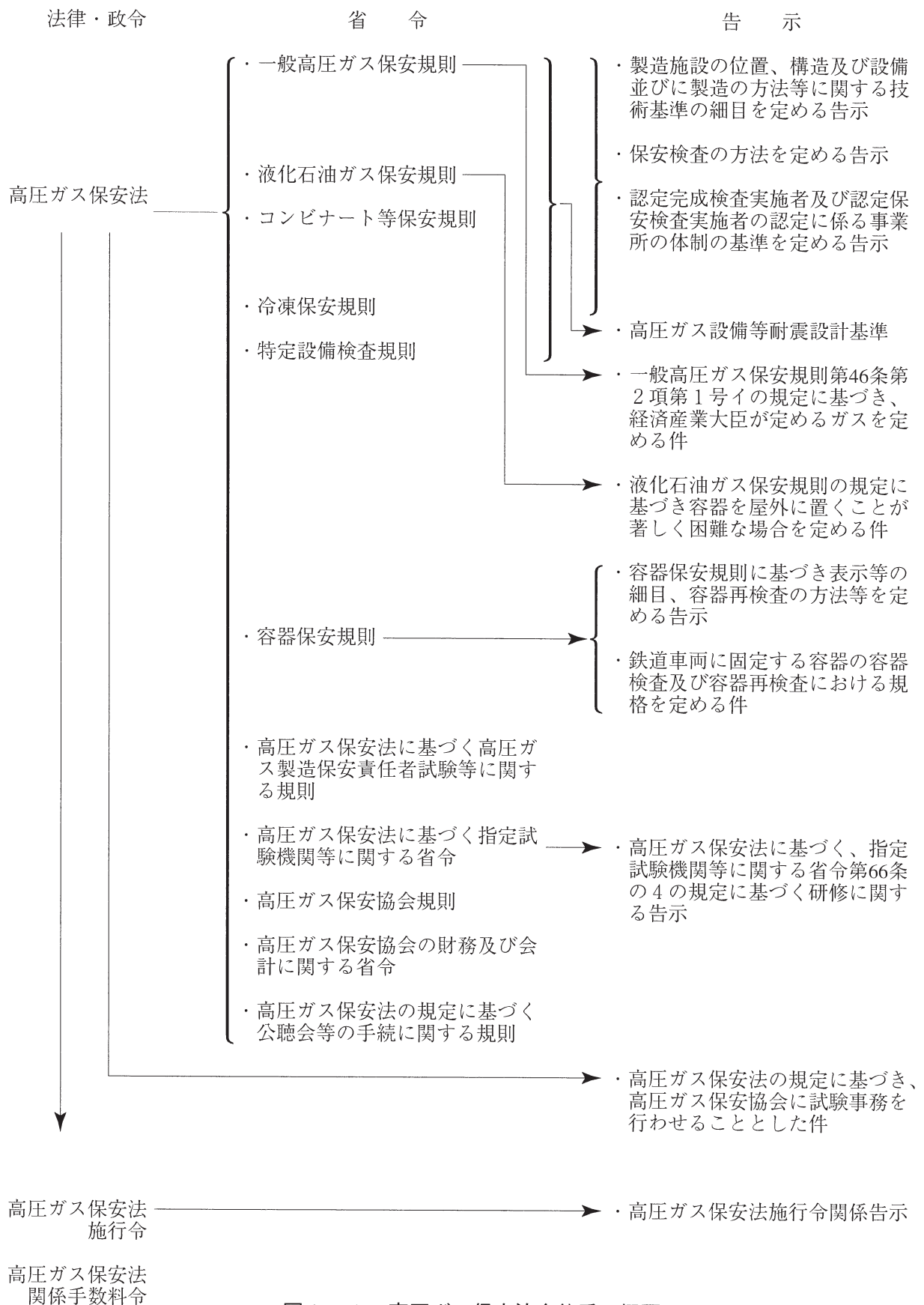


図1-1 高圧ガス保安法令体系の概要

1.2 高圧ガスとは

高圧ガス保安法でいう「高圧ガス」は法の第2条に定義されており、この法律で定められた、冷媒として用いられる高圧ガスと温度との関係から次のとおりである。

表 1－1 高圧ガスの温度と圧力範囲

	温 度	圧 力
圧縮ガス (法第2条第1号)	常用（最高）	現在1メガパスカル以上
	35℃	1メガパスカル以上
液化ガス (法第2条第3号)	常用（最高）	現在0.2メガパスカル以上
	35℃以下	0.2メガパスカル

「常用の温度」とは、そのプラント、容器等が実際に通常の状態（異常の状態でなく）で運転又は取り扱われているときの温度をいう。また、ある圧縮ガスの圧力が温度35℃に換算した場合、1メガパスカル以上となる場合は高圧ガスとして取り扱われる。

常用の最高温度において、現在の圧力が0.2メガパスカル以上である液化ガスと、温度が35℃以下で飽和蒸気圧が0.2メガパスカルとなるような液化ガスは高圧ガスとなる。

気体状態の高圧ガスと液体状態の高圧ガスとが、容器の中等で共存する場合は全体を「液化ガス」として運用される。

高圧ガス保安法による高圧ガスの分類（令第3条）

第1種ガス：ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気

第2種ガス：第1種ガス及びそれ以外のガス

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）平成29年7月25日改訂

高圧ガス保安法第2条関係（定義）

「液化ガス」とは、現に液体であって

- ①大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいう。以下②において同じ。）が40度以下のもの又は
- ②大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上かつ1メガパスカル以上の状態にある場合のものをいう。

1.3 冷媒設備・冷凍設備・冷凍施設・冷凍装置

1.3.1 冷媒設備

冷媒ガス（吸収式の場合吸収溶液も含む）が通る部分で、冷媒ガスの圧力又は冷媒ガスの圧力を受けている潤滑油系統も含まれる。

1.3.2 冷凍設備

冷媒設備と圧縮機やポンプを駆動する原動機、自動制御装置、冷媒を含む冷凍のための装置一式をいい、ヒートポンプも含まれる。

1.3.3 冷凍施設

冷凍装置及び冷凍を行うのに必要な補機とその配管装置、受配電装置（配線を含む）、関連する自動制御機器と計装装置並びにこれらを設置する場所、建物をいい、冷媒ガスの保安に係る一切の施設をいう。

表 1－2 冷凍施設等の呼称

冷凍施設			
冷凍設備			
機 器			
冷媒設備			
冷媒ガスが通る部分の圧縮機、凝縮器、受液器及びその他の部品を配管で連絡したもの（機器）のうち、冷媒ガスの圧力を受ける部分。	圧縮機、凝縮器、蒸発器及びその他の部品を配管で連絡した冷凍機で、3トン（不活性のフルオロカーボン及び二酸化炭素にあっては5トン。）以上の冷凍装置。	冷凍のために高压ガスを製造する設備であって冷媒設備、原動機、断熱材、配管の支え、付属する電力設備、計測器及び安全装置を含む。	冷凍のために高压ガスを製造する施設であって冷凍設備に付帯して必要な、建築物、障壁、警戒標、消化器、換気設備及び毒性ガス除害設備等を含む。
冷凍装置			
冷媒設備、原動機等上記の範囲。ただし高压ガス以外のガス（沸点50℃以下）及び3トン未満を含む。			

1.4 高圧ガス保安法による規制

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の製造取扱いによる災害の防止等を目的とし、種々の規制があり、概要は表 1－3 のとおりである。規制のうち 1 日の冷凍能力が 20 トン（特定不活性ガスを含む不活性のフルオロカーボン、二酸化炭素及びアンモニアにあっては 50 トン）以上の高圧ガスの製造、及び 3,000m³（液化ガスの場合、30,000kg（10kg で 1m³とみなす））以上の高圧ガスの貯蔵所等は都道府県知事等の許可が必要である。

高圧ガスの販売、及び 1 日の冷凍能力が 3 トン以上 20 トン未満（特定不活性ガスを含む不活性のフルオロカーボン及び二酸化炭素にあっては 20 トン以上 50 トン未満、不活性ガス以外のフルオロカーボン及びアンモニアにあっては 5 トン以上 50 トン未満）の高圧ガスの製造、並びに 300m³（液化ガスの場合、3,000kg（10kg で 1m³とみなす））以上 3,000m³未満の高圧ガスの貯蔵を行うものは、それぞれ都道府県知事等に届出書を提出し、受理されなければならない。

1.4.1 高圧ガス保安法の適用除外について

次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。（第 3 条）

- 一 高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気
- 二 鉄道車両のエヤコンディショナー内における高圧ガス
- 三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス
- 四 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス→施行令第二条
- 五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高圧ガス
- 六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス→施行令第二条第二項
- 七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス
- 八 その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令の定めるもの→施行令第二条第三項

- 2 第四十条から第五十六条の二の二まで及び第六十条から第六十三条までの規定は、内容積 1dL 以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

表1-3 規制概要

※（ ）内はフルオロカーボンの場合

種 別	対 象	適用範囲	都道府県知事等 に対する手続	主任者 の選任	危害予防 規 程	保安教育
高压ガス 製造者 [法第5条] [令第4条] [冷凍則 第3条、 第4条]	冷凍、冷蔵、冷暖 房などを行うパッ ッケージエアコン、 チリングユニット 冷凍機などを使用 する者 注)1つの冷凍設 備と考えられる設 備毎に許可申請ま たは届け出をする。 第2章2.2項参照	第一種製造者 第二種製造者 その他製造者	許可申請 届 出 製造開始 の20日前 不 要	表1-4 冷凍ガス種別規制体系一覧 参照		
高压ガス 販売事業者 [法第20条 の4] [冷凍則 第26条]	1. 容器に充填し た冷媒ガスの 販売者 2. 修理やサービ スのため機器 に冷媒を充填 して代金を得 る者 3. パッケージ等 冷凍装置内に 封入された冷 媒の販売をし る者 4. 冷媒が封入さ れた機器、冷 凍装置の販売 をする者	(1) アンモニア、 フルオロカー ボン等 (2) 冷媒の多少に 関わらない (3) 1日の冷凍能 力が20(50)ト ン以上の冷凍 設備※ (4) 直接冷媒ガス は取り扱わな いが、帳簿上 だけの販売を する場合 (伝票販売)	届 出 販売開始 の20日前	フルオロカ ーボンの場 合は販売主 任者(有資 格者)不要。 販 売 責 任 者(資格不 要)必要。 アンモニア の場合は販 売主任者 (有資格者) が必要	—	保安教育を 行うこと
高压ガスの 貯蔵 [法第15条 第16条] [令第5条] [冷凍則 第20条、 第27条] 運用解釈	1. 第一種ガスの 貯蔵 (可燃性を除く フルオロカーボン) 2. 第一種ガスを 充填済みの冷 凍機器を店頭、 倉庫等に運転 しない状態で おく場合	第一種貯蔵所 3,000m ³ 以上の 貯蔵の場合 (液化ガス =30,000kg) 第二種貯蔵所 (1) 300以上～ 3,000m ³ 未満 (3,000以上～ 30,000kg未満) (2) 冷凍能力が 20(50)トン 以上の冷凍 設備※	許可申請 届 出	— —	— —	保安教育を 行うこと 保安教育を 行うこと
機器製造者 [法第57条] [冷凍則 第63条、 第64条]	1. 冷凍設備用の機器を素材から生産 する者 2. 圧縮機、凝縮器等の機器又は部分品 を購入して組立て機器として完成す る者		不 要	不 要	不 要	—

冷凍保安責任者の選任不要施設の改正（冷凍則第36条第2項第1号関係）

この省令は、平成16年12月17日で施行されたが、次の経過措置が規定されている。

従って、本改正前に設置された300トン以上の“いわゆるユニット型冷凍設備”に準拠した冷凍設備については、法で規定する“いわゆるユニット型冷凍設備”の対象とはならない。

よって、従前どおり、冷凍保安責任者及び同代理人者の選任が必要となる。

（経過措置）

この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第5条第1項第2号の許可を受けている製造施設（製造設備が可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒ガスとするもので、当該製造設備の1日の冷凍能力が300トン以上である製造施設に限る）については、この省令による改正後の冷凍保安規則第36条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年7月25日付け冷凍保安規則改正に伴い、第2条の用語の定義として以下のとおり定められた。

（用語の定義）

1. 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234zeを除く。）
 - イ. 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。ロにおいて同じ。）の下限が10%以下のもの
 - ロ. 爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの
2. 毒性ガス アンモニア、クロルメチル及びその他のガスであって毒物及び劇物取締法第2条第一項に規定する毒物
3. 不活性ガス ヘリウム、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）、
- 3の2. 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの
 - イ. フルオロオレフィン1234yf
 - ロ. フルオロオレフィン1234ze、
 - ハ. フルオロカーボン32

以上の改正に伴い日本冷凍空調学会では、評価結果の様式を改正し不活性ガスの条件を満足する冷媒名を公表している。

詳細は日本冷凍空調学会 HP (<http://www.jsrae.or.jp/>) を参照願。

平成30年10月現在の認定された冷媒

R1233zd(E), R448A, R449A, R1336mzz(Z), R452A, R407H, R513B,
R513A, R449C, R1224yd(Z), R407I, R449C, R454C, R463A

1.4.2 冷凍設備への流し込み充填の適用除外について

(高圧ガス保安法施行令第2条第3項第9号)

冷凍設備内へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであって、設備内のガス容積が 0.15 m^3 以下（温度 0°C 、1気圧）のうち、経済産業省大臣が定めるもの。

(関係告示第4条の2の7号)

冷凍設備内へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであって、充填するガスが、二酸化炭素、不活性なフルオロカーボン及び特定不活性ガス（R32, R1234yf, R1234ze）であること。

(高圧ガス保安法運用及び解釈（内規）告示139号第4条の2関係)

第7号中「高圧ガスを充填するための設備」とは、冷凍設備に高圧ガスを充填するためのゲージマニホールド、減圧弁、バルブ、ホース等の設備（圧縮機を除く。）をいう。

容器則容器から当該設備を用いて冷凍設備に充填する場合は製造の届出は不要とするが、容器則容器内の高圧ガスを販売する場合は、販売届は必要となる。

1.4.3 高圧ガスの製造について

(高圧ガス保安法第5条関係の運用及び解釈について)

高圧ガス保安法の「運用及び解釈」においては、次の場合が高圧ガスの製造に該当する。

処理設備において

- ① 高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。
- ② 高圧ガスの圧力を更に上昇させること。
- ③ 高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。
- ④ 気体を高圧ガスである液化ガスにすること。
- ⑤ 液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。
- ⑥ 高圧ガスを容器に充填すること。

1.5 製造・販売・施工に関連する法の条文（要約）

1.5.1 高圧ガス製造の許可等

法第5条：次の各号の1つに該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第1項

第1号 圧縮、液化その他の方法で処理することのできるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ）が1日100m³（政令で定めるガスの種類に該当するものは政令で定める値）以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。以下同じ）をしようとする者（冷凍「冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ」のため高圧ガスの製造をしようとする者を除く）

* [法第56条の7、第2項の認定を受けた設備（指定設備）を除く]

第2号 1日の冷凍能力が20トン（特定不活性ガスを含む不活性のフルオロカーボン、二酸化炭素及びアンモニアにあっては50トン）以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をしようとするもの。

第2項 次の各号の1に該当する者は、事業所ごとに各号に定める日の20日前迄に、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置・構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、都道府県知事に届けなければならない。

第1号 高圧ガスの製造の事業を行う者（前項1号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者を除く）は事業開始の日。

第2号 1日の冷凍能力が3トン（特定不活性ガスを含む不活性のフルオロカーボン、二酸化炭素にあっては20トン、アンモニア及び不活性以外のフルオロカーボンにあっては5トン）以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする者（前項2号に掲げる者を除く）は製造開始の日。

第3項 第1項第2号及び前項第2号の冷凍能力は、経済産業省令で定める基準に従って算定するものとする。

1.5.2 冷凍設備に用いる機器の製造

法第57条：もっぱら冷凍設備に用いる機器であって、経済産業省令で定めるものの製造の事業を行う者（以下「機器製造業者」という。）は、その機器を用いた設備が第8条第1号又は第12条第1項の技術上の基準に適合する事を確保するように経済産業省令で定める技術上の基準に従ってその機器を製造しなければならない。

➡ 冷凍則第63条・第64条

冷凍設備に用いる機器の製造の運用及び解釈について

20180323 保局第4号 平成30年3月30日

機器の製造とは、機器をいわゆる素材から生産することのみならず、例えば圧縮機、凝縮器、受液器を部分品として機器を組み立てることも含まれる。

したがって、例えば機器の部分品を製造しても、それらを組み立てることなく、各個に販売す

る者は、本条でいう機器製造業者ではなく、反対にこれらを自ら製造することなく購入し、単に組立てのみを行う者は、機器製造業者となる。

なお、冷凍能力3トン（特定不活性を含む不活性のフルオロカーボンにあっては5トン）以上の機器製造業者は、平成9年4月の高圧ガス保安法により、届出は不要となったが、法第57条により技術基準は従来どおり適用されるので注意を要する。法第57条による技術上具体的な基準については、冷凍則第63条、第64条を参照すること。

1.5.3 指定設備の認定（法第56条の7）

指定設備は法第56条の7及び政令による認定申請により認定を受ける事ができる。

令第15条第2号：冷凍のため不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でユニット形であって、施行令告示第6条第2項による次の条件を備えていること。

- ① 定置式のものであること。
- ② 冷媒ガスが、フルオロカーボン（不活性のものに限る）であること。
- ③ 冷媒ガスの充填量が、3,000kg未満であること。
- ④ 1日の冷凍能力が、50トン以上であること。

1.5.4 高圧ガス販売事業の届出

法第20条の4：高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を添えて、都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第1号 第一種製造者であって、法第5条第1項第1号に規定する者がその製造した高圧ガスをその事業所において販売するとき。（冷凍則第26条）

第2号 貯蔵数量が常時5m³(50kg)未満で、内容積1.2L以下の容器内におけるフルオロカーボンを販売するとき。（令第6条：抄）

＊ 法第20条の5（周知の義務）高圧ガスを購入する者に対し高圧ガスによる災害の発生の防止に関し経済産業省令で定める必要な事項を周知させなければならない。

（冷凍則の不活性ガスは対象外）

2 法第20条の6（販売の方法） 販売事業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない。（冷凍則第27条）

3 法第20条の7（種類の変更） 販売する高圧ガスの種類を変更したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

1.5.5 高圧ガスの貯蔵（法第15条、第16条、第17条の2）

高圧ガスの貯蔵は、省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。（法第15条）容積300m³（政令で定めるガスの種類により、その種類毎に300m³を超える政令で定める値）以上の高圧ガスの貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けた貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という）で行わなければならない。（法第16条）

(液化ガスの場合、30,000kg 以上が適用される)

法第17条の2：容積 300m³以上の高圧ガスを貯蔵するときは（第16条第1項本文に規定する場合を除く。）あらかじめ都道府県知事等に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という）においてしなければならない。

＊ 液化ガスは、10kg をもって容積 1m³とみなす。（法第16条第3項）

＊ 政令で定めるガス：第一種ガス（特定不活性ガスを含む不活性ガス）の場合、容積 300m³（液化ガスの場合 3,000kg）以上で、3,000m³（液化ガスの場合 30,000kg）未満。

1.5.6 高圧ガスの移動

法第23条：高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

第2項 車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両をいう）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

第3項 導管による輸送 一略一

1.5.7 製造のための施設等の変更

法第14条：第一種製造者は、製造のための施設の位置・構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときはこの限りでない。

第2項 前項ただし書きの軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届出なければならない。

第3項 法第8条の規定は、第1項の許可に準用する。

第4項 第二種製造者は、製造のための施設の位置・構造・設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類、製造の方法を変更しようとするときは都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときはこの限りでない。

1.5.8 完成検査（法第20条）

第1項 法第5条第1項又は法第16条第1項の許可を受けた者は、高圧ガス製造の施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事等が行う完成検査を受け、法第8条第1号又は法第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

第2項 （略）

第3項 次の場合は、都道府県知事等、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けることを要しない。法第14条第1項の変更の工事の許可を受けて、製造設備（耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く）の取替え（可燃性及び毒性ガスを冷媒とする

冷媒設備を除く）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く）であって冷媒能力の変更が 20% 以下の範囲であるもの。

1.5.9 製造のための施設及び製造の方法

法第11条： 第一種製造者は製造のための施設を、その位置・構造及び設備が法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第 2 項 第一種製造者は法第 8 条第 2 号の技術上の基準に従って高压ガスの製造をしなければならない。

第 3 項 都道府県知事等は、第一種製造者は製造のための設備又は製造の方法が、法第 8 条第 1 号又は第 2 号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高压ガスの製造をすべきことを命ずることができる。

法第12条： 第二種製造者は、製造のための施設を、その位置・構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第 2 項 第二種製造者は、冷凍則第11条で定める技術上の基準に従って高压ガスの製造をしなければならない。

第 3 項 都道府県知事等は、第二種製造者の製造のための設備又は製造方法が前第 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高压ガスの製造をすべきことを命ずることができる。

法第13条： その他製造者は、冷凍則第15条で定める技術上の基準に従ってしなければならない。
冷凍則第15条

1. 「製造設備の設置又は変更の工事を完成したときは、酸素以外のガスを使用する試運転又は許容圧力以上の圧力で行う気密試験（空気を使用するときは、あらかじめ、冷媒設備中にある可燃性ガスを排除した後に行うものに限る）を行った後でなければ製造をしないこと。」の基準に適合すること。
2. 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備において、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置は、「特定不活性ガスを使用した冷媒設備の冷媒ガスが漏えいしたときの燃焼を防止するための適切な措置 JRA GL-20：2016」（平成 28 年 9 月 26 日 一般社団法人日本冷凍空調工業会）（以下、JRA GL-20 という。）に規定する次のいずれかに掲げる基準によるものとする。

- (1) 冷媒ガス量の制限
- (2) かくはん装置の設置
- (3) 機械通風装置の設置
- (4) 遮断装置の設置

なお、(2) から (4) までに掲げる基準による場合は、JRA GL-20 に規定する検知警報設備とその設置場所の基準によるものとする。

1.5.10 危害予防規程

法第26条：第一種製造者は危害予防規程を定め都道府県知事等に届け出ること。変更のときも同様とする。

第2項 都道府県知事等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために必要と認めるときは、危害予防規程の変更を命じることができる。

第3項 第一種製造者及びその従業者は危害予防規程を守らなければならない。

第4項 都道府県知事等は、第一種製造者又はその従業者が、危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

1.5.11 保安教育

法第27条：第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

第2項 都道府県知事等は、公共の安全の維持又は災害の防止上十分でないとき、前項の保安教育計画の変更を命じることができる。

第3項 第一種製造者は保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

第4項 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者（次項において「第二種製造者等」という）は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

第5項 都道府県知事等は、第一種製造者が保安教育を忠実に実行していない場合において、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のために必要があると認めるとき、又は第二種製造者がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の防止上十分でないとき、第一種製造者又は第二種製造者に対して、それぞれ当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

第6項 協会は高圧ガスの災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第1項の保安教育計画を定め、又は第4項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

1.5.12 保安検査

法第35条：第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という）について経済産業省令で定めるところにより定期に都道府県知事等が行う保安検査を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第1号 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は、経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事等に届け出た場合。

第2号 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を

受けている者（以下「認定保安検査実施者」という）が、その認定に係る特定施設について、法第39条の11第2項の規定により検査の記録を都道府県知事等に届け出た場合。

第2項 前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第3項 協会又は指定保安検査期間は、第1項第1号の保安検査を行ったときは遅滞なく、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

第4項 第1項の保安検査の方法は、経済産業省令（冷凍則第43条による保安検査の方法を定める告示）で定める。

注）特定施設

法第40条：法第35条第1項本文の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものを除く製造施設（特定施設）とする。

第1号 ヘリウム、R21又はR114を冷媒ガスとする製造施設

第2号 製造施設のうち認定指定設備の部分

1.5.13 定期自主検査

法第35条の2：第一種製造者、指定設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であって1日に製造する高压ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量（第5条第2項第2号に規定するものにあつては、1日の冷媒能力が経済産業省令で定める値）以上である者又は特定高压ガス消費者は、製造又は消費のための施設であつて経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

1.5.14 事故届

法第63条：第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第6条第1項の液化石油ガス販売事業者、高压ガスを貯蔵し又は消費する者、容器製造業者、容器を輸入した者その他高压ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合その旨を都道府県知事等又は警察官に届け出なければならない。

第1号 その所有し、又は占領する高压ガスについて災害が発生したとき。

第2号 その所有し、若しくは占有する高压ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

第2項 経済産業大臣又は都道府県知事等は、前項第1号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高压ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

1.5.15 製造等の廃止等の届出（法第21条）

第一種製造者は、高压ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

第3項 第二種製造者であつて、法第5条第2項第2号に掲げるものは、高压ガスの製造を

廃止したときは、延滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

第4項 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

第5項 販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

1.5.16 都道府県知事から政令指定都市の長への権限委譲

高圧ガス保安法に係る事務についても、平成30年4月1日から政令指定都市の長に権限を委譲している。

対象の政令指定都市は以下の20都市である。

北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、熊本県熊本市

※政令指定都市は、地方自治法（昭和22年法第67号）第252条の19第1項の指定都市をいい、上記記載は平成28年10月26日現在の都市である。

1.6 罰則

高圧ガス保安法の罰則は広範囲にわたって規定されている。法、規則に定められた許・認可、届出、技術上の基準等に違反した場合には罰則が科せられる。

法、規則を守ることにより、はじめて災害を防止し、公共安全が確保されることを十分認識して、冷凍施設を取り扱うこと。

次に、特に冷凍に関係ある罰則の項目を抜粋した。表 1-5 参照。（罰則規定は法第80条～第86条による）

表 1-5 罰則一覧表

区 分		対 象	第一種製造者	第二種製造者	販 売 業 者	容 器 関 係
1	許可等を受けず又は届出せず製造又は販売した者（第5条、第20条の4）		1年以下の懲役 もしくは100万円 以下（併科）	30万円以下	30万円以下	－
2	取消し等の規定による製造又は販売、貯蔵、消費等の停止命令に違反した者（第38条）		1年以下の懲役 もしくは100万円 以下（併科）	6箇月以下の懲役 もしくは50万円 以下	6箇月以下の懲役 もしくは50万円 以下（併科）	－
3	緊急措置規定による製造又は販売貯蔵の使用停止命令又は製造禁止廃棄制限に違反した者（第39条）		1年以下の懲役 もしくは100万円 以下（併科）	30万円以下	6箇月以下の懲役 もしくは50万円 以下（併科）	－
4	許可を受けず又は届出せずに変更工事を行い製造した者（虚偽を含む）（第14条）		6箇月以下の懲役 もしくは50万円 以下（併科）	30万円以下	－	－
5	届出せずに高圧ガスの種類又は販売の方法の変更を行い販売をした者（第20条の7）		－	－	30万円以下	
6	貯蔵所、完成検査、保安責任者、販売主任者、容器証明書並びに刻印の規定に違反した者（第16条、第20条、第27条、第28条、第45条）		6箇月以下の懲役 もしくは50万円 以下（併科）	－	6箇月以下の懲役 又は50万円以下	6箇月以下の懲役 又は50万円以下
7	危害予防規程を定めずに製造をした者（第26条）		50万円以下	－	－	－
8	製造施設及び製造の方法又は販売、技術上の基準に違反した者（第11条、第12条、第20条の4）		50万円以下	30万円以下	50万円以下	－
9	製造施設の変更届出規定に違反した者（第14条）		30万円以下	－	－	－
10	表示の規定に違反した者（第45条第3項）		－	－	－	50万円以下
11	事故届の規定に違反した者（第63条）		30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下
12	製造の廃止等の届出をせず虚偽の届出をした者（第21条）		30万円以下	30万円以下	－	－
13	廃棄の規定に違反した者（第25条）		30万円以下	30万円以下	－	－
14	保安検査、立入検査の規定による検査又は収去を拒み妨げ、又は忌避した者（第35条）		30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下
15	危険事態の発生について虚偽の届出をした者（第64条）		30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下
16	立入検査の規定による質問に対し答弁せず、又は虚偽の答弁をした者（第62条）		30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下
17	火気等制限の規定に違反した者（第37条）		50万円以下			
18	機器製造業者の規定に違反した者（第57条）		機器製造業者 30万円以下			